

# 委 員 長 談 話

令和7年10月10日

本日、人事委員会は、県議会議長及び知事に対し、県職員の給与改定について勧告しました。

本年の勧告においては、公民給与の比較方法について、本県の行政課題の複雑化・多様化や人材確保の厳しい状況を踏まえ、人事院の対応に準じて、比較対象となる企業規模を従来の50人以上から100人以上に改める見直しを行いました。その上で、本委員会が本年4月現在で実施した職種別民間給与実態調査の結果によると、職員給与が民間給与を下回っており、また、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数も、民間の特別給の年間支給割合を下回っていることが認められました。

こうした状況を踏まえ、本委員会は、給与に関する諸事情も考慮し、とるべき措置について慎重に検討を行いました。

その結果、給料表については、本年の民間給与との較差の大きさ及び民間の初任給を中心とする若年層の状況等を踏まえ、人事院勧告に準じて、引上げ改定を行うこととし、期末手当及び勤勉手当については、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を引き上げることとしました。あわせて、職員の通勤環境の改善を図るため、駐車場等の利用に対する通勤手当の新設などを行うこととしました。

また、本年6月に改正された公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に基づく措置として、教育職員に支給される教職調整額を、来年1月から段階的に引き上げることとしました。

人事委員会勧告制度は、地方公務員法に規定する情勢適応の原則に基づき、職員の給与水準を民間の給与水準に合わせることを基本としつつ、国や他の地方公共団体の職員との均衡等も考慮し、職員の適正な処遇を確保することを目的として設けられているものであります。

議会及び知事に対しましては、この制度の意義や役割を御理解いただき、速やかに勧告どおり実施されるよう要請したところです。

県民の皆様方におかれましては、人事委員会勧告制度の意義と、職員が行政の各分野においてそれぞれの職務を通じ県勢の発展と県民福祉の向上に努力を重ねていることに対して、深い御理解を賜りますことを心からお願い申し上げます。

また、職員においては、複雑化・高度化する行政課題への対応など、日々の業務に真摯に取り組んでいるところであり、心から敬意を表するとともに、引き続き県民全体の奉仕者としての強い使命感を持ち、公務に寄せる県民の期待と要請に応えられるよう、より一層効率的な業務の遂行と質の高い行政サービスの提供に努められることを切に望みます。